

令和7年度 集団指導

木更津市 福祉部 介護保険課



1. 介護保険報酬改定について

2. 介護保険事業計画策定に係る各種調査について

3. 各種申請届出について



1. 介護報酬改定について

- (1) 令和7年度までに義務化された事項
- (2) 令和8年度末（令和9年3月31日）で経過措置が終了する事項



(1) 令和7年度までに義務化された事項

- ◆業務継続に向けた取組の強化 全サービス（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）
- ◆感染症対策の強化 全サービス
- ◆高齢者虐待防止の推進 全サービス（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）
- ◆身体的拘束等の適正化の推進
訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援、
短期入所系サービス及び多機能系サービス
- ◆認知症基礎研修の受講の義務付け
全サービス（無資格者がいない訪問系サービス、福祉用具貸与及び居宅介護支援を除く）
- ◆施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化 施設系サービス
- ◆施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実 施設系サービス
- ◆「書面掲示」規制の見直し 全サービス



(2) 令和8年度末（令和9年3月31日）で経過措置が終了する事項

◆協力医療機関との連携体制の構築 **施設系サービス**

以下の要件を満たす協力医療機関（③については病院に限る。）を定めること。

- ① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。



(2) 令和8年度末（令和9年3月31日）で経過措置が終了する事項

- ◆利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

短期入所系サービス、居住系サービス、多機能系サービス及び施設系サービス

介護現場の生産性向上の取組を促進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置及び開催すること。

▶ 参考資料

厚生労働省「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」

https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei_information.html

厚生労働省「介護分野における生産性向上ポータルサイト」

<https://www.mhlw.go.jp/kaigoseisansei/>



(2) 令和8年度末（令和9年3月31日）で経過措置が終了する事項

◆管理者要件の適用 **居宅介護支援**

現行

令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である場合に限り、介護支援専門員でも管理者とすることが可能。



経過措置終了後

管理者は、主任介護支援専門員でなければならない。



2. 介護保険事業計画策定に係る各種調査について

- (1) 介護保険事業計画とは
- (2) 各種アンケート調査の内容
- (3) 事業所向けアンケート調査について
- (4) 各種アンケート調査実施にあたってのお願い



(1) 介護保険事業計画とは

- ◆老人福祉計画（老人福祉法第20条の8に基づく計画）
- ◆介護保険事業計画（介護保険法第117条に基づく計画）
- ◆認知症施策推進計画（共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条に基づく計画）

木更津市においては、上記三つの計画を一体的に、

「木更津市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画」

として、令和8年度に策定する予定としています。



(2) 各種アンケート調査の内容

◆ サービスの施策を検討する基礎資料とするため、各種アンケート調査を行います。

調査名	調査対象	調査方法	調査時期（予定）
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	要介護認定を受けていない65歳以上の一般高齢者	郵送	令和8年3月中旬 発送
在宅介護実態調査	要支援・要介護認定を受けている被保険者	郵送	令和8年5月頃 発送
特別養護老人ホーム入所希望者調査	特別養護老人ホーム入所希望者	郵送	令和8年5月頃 発送
認知症調査	認知症サポーター	郵送	検討中
	認知症サポーター養成講座の講師	ヒアリング	検討中
介護事業所アンケート調査	介護サービス提供事業所	メール又は郵送	検討中



(3) 事業所向けアンケート調査について

◆介護事業所アンケート調査

調査目的	現状の課題や今後の事業展開、活動上の課題、支援ニーズ等を把握すること。
調査対象	介護サービス提供事業所 ・訪問系サービス ・通所系サービス ・施設・居住系サービス ・居宅介護支援事業所
調査数	最大100票
その他	必要に応じて、事業者若手スタッフグループヒアリング（2時間程度）の実施を検討。



(4) 各種アンケート調査実施にあたってのお願い

◆市民向け調査

調査対象者（調査票がお手元に届いた方）からお問い合わせがあった場合は、以下の担当へご案内をお願いいたします。

介護保険課（計画推進係）

TEL：0438-23-7163

※調査票へも記載する予定です。

◆事業所向け調査

課題、支援ニーズ等を把握し、効果的な施策検討の基礎資料とするため、調査へのご協力をお願いいたします。



きさポン



3. 各種申請届出について

- (1) 各種申請届出の提出期限について
- (2) 電子申請届出システムの原則化について
- (3) 電子申請届出システムについて
- (4) 登記情報提供サービスについて



きさポン



(1) 各種申請届出の提出期限について

申請届出内容	提出期限
新規指定申請書	事前にご相談・ご連絡をお願いします。
指定更新申請書	指定有効期間満了月の15日まで
変更届出書	変更日から10日以内
廃止・休止届出書	廃止又は休止の1月前まで
再開届出書	再開日から10日以内
体制届出書	加算を算定する月の前月15日まで
介護職員等処遇改善加算	計画書：算定月の前々月末日まで ※令和8年度は改めて周知します。 実績報告書：最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日まで 3月サービス提供分までの場合、7月31日まで
特定事業所集中減算	前期：9月15日まで 後期：3月15日まで
同一建物減算（12%減算）	前期：9月15日まで 後期：3月15日まで
A D L維持等加算〔申出〕の有無	加算の算定をしようとする月の前年同月最終日
事故報告書	事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安

(2) 電子申請届出システムの原則化について

- ◆厚生労働省は、介護サービス事業所の指定申請等について、対面を伴わない申請書類提出を実現させるため、「電子申請届出システム」の運用を開始しました。
- ◆介護保険法施行規則により、「電子申請届出システム」の使用が原則となり、令和7年度末までに、全ての自治体において本システムの運用を開始することとなっています。
- ◆木更津市でも、本システムによる受付を開始しております。

提出方法の変更

現行：持参、郵送、電子メール又は電子申請届出システム



令和8年4月1日以降：原則「電子申請届出システム」

早めのご準備を行っていただき、ご準備が整いましたら本システムを活用した申請への切替をお願いします。



(3) 電子申請届出システムについて

◆ 受付可能な申請の種類

- ・ 新規指定申請
- ・ 指定更新申請
- ・ 変更届出
- ・ 廃止・休止・再開届出
- ・ 加算に関する届出
- ・ 指定辞退届出

◆ 本システム利用に必要な準備

法人・個人事業主向け共通認証システム「GビズID」のアカウント取得が必要。

(デジタル庁発行)

3種類ありますが、電子申請届出システムで利用できるIDは、「GビズIDプライム」及び「GビズIDメンバー」です。

※「GビズIDエントリー」では本システムをご利用いただけません。

▶ デジタル庁ホームページ <https://gbiz-id.go.jp/top/>



(3) 電子申請届出システムについて

◆電子申請届出システム ログインページ

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php>



操作方法は、電子申請届出システムシステム内のヘルプから確認ができます。

➤厚生労働省「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>



(4) 登記情報提供サービスについて

- ◆ 登記情報提供サービスは、登記所が保有する登記情報をインターネットを使用してパソコン等の画面上で確認できる有料サービスです。(法務局管轄)
- ◆ 登記事項証明書の添付が必要な届出に関して、紙媒体の登記事項証明書(原本)に代えて、電子データで申請することが可能となります。
- ◆ ご利用のためには利用登録が必要です。※ご利用は任意

提出方法 (①又は②の方法)

※照会番号・発行年月日の両方が必要です。

① 次の何れかのファイルを添付書類の登記情報証明書に該当する箇所へアップロードする。

- ・ 登記情報提供サービスでダウンロードした照会番号付きのPDFファイル
- ・ 照会番号・発行年月日を入力したtxtファイル

② 照会番号・発行年月日を備考欄に入力する。

➤ 登記情報提供サービスホームページ <https://www1.touki.or.jp/>



ご清聴ありがとうございました。



きさポン

